

入札公告（説明書）

令和6年4月15日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年4月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の4-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1. | 契約件名（調査等名） | 後志自動車道 新光地区舗装詳細設計 |
| 2. | 業務内容 | 履行場所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
(電話) 011-896-5777
(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 電子入札 |
| 6. | 内訳明細書 | 「不要」 |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：「有」
部分払の有無：「無」 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』4-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 本件競争入札においては非該当 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 本件競争入札においては非該当 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 「無」 |
| 14. | その他 | 特記事項なし |

以 上

入札手続き日程

入札公告日		令和6年4月15日
1	審査基準日	下記3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年4月30日まで 上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年4月30日 16時00分まで ※『共通入札公告』4-3-2.～4-3-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年5月16日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（休日除く。）の毎日10時00分から16時00分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争においては非該当
10	参考見積書の提出期限	本件競争においては非該当

11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年6月11日 16時00分 ※『共通入札公告』の4-4-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>
14	開札日時	令和6年6月12日 10時30分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和6年6月3日 16時00分まで</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時まで提出すること。</p> <p>【受付場所】 契約担当部署</p>
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与）期間（設計業務成果品等）	本件競争においては非該当
19	資料の掲載（参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

業務名		後志自動車道 新光地区舗装詳細設計																																								
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式																																								
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																																								
	見積活用方式の対象	無																																								
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-																																						
	評価値の算出方法	加算方式																																								
	入札バンド	対象外																																								
	履行バンド	対象																																								
	審査時期	事前審査																																								
競争参加要件	業種区分		道路設計																																							
	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																							
		同種業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>道路</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>現道拡幅</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>現道拡幅</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>現道拡幅</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td>土構造</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td>土構造</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td>土構造</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	道路	道路	基本(予備・概略)設計		道路	道路	実施(詳細)設計		道路	道路	施工計画		道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計		道路	現道拡幅	実施(詳細)設計		道路	現道拡幅	施工計画		土質及び基礎	土構造	基本(予備・概略)設計		土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計		土質及び基礎	土構造	施工計画
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																						
	道路	道路	基本(予備・概略)設計																																							
	道路	道路	実施(詳細)設計																																							
	道路	道路	施工計画																																							
	道路	現道拡幅	基本(予備・概略)設計																																							
	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計																																							
	道路	現道拡幅	施工計画																																							
土質及び基礎	土構造	基本(予備・概略)設計																																								
土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計																																								
土質及び基礎	土構造	施工計画																																								
予定管理技術者に求める事項	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																								
	同種業務	審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 テクリスの業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																								
	技術者資格	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。 ①技術士【総合技術監理部門(建設-道路)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ②技術士【建設部門(道路)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ③RCCM(道路部門)の資格を有し、RCCM資格制度規定による登録を行っている者。 ④土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者[交通若しくは設計]】、【上級土木技術者[(コースA交通若しくは設計)、(コースB交通)]】または【1級土木技術者[(コースA交通若しくは設計)、(コースB交通)]】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。 なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。																																								
手持ち業務量	手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4 億円以上 ②1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2 億円以上、②の件数は5 件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務																																									
競争参加要件	競争参加資格未資格者	業務名) 令和5年度 北海道横断自動車道 余市小樽地区施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング㈱																																							
	その他	業務名)	受注者名)																																							

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点)	100点																	
評価項目			評価基準																		
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関の発注業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関の発注業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合に加点しない ③上記に該当しない</td> <td>7.5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関の発注業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社		15点	15点	②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関の発注業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合に加点しない ③上記に該当しない		7.5点				0点			
評価基準		評価	配点																		
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関の発注業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社		15点	15点																		
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関の発注業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合に加点しない ③上記に該当しない		7.5点																			
		0点																			
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の施工管理業務の実績	次の基準で評価する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する</td> <td>①実績件数が3件</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②実績件数が2件</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>③実績件数が1件</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>④上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する		①実績件数が3件	10点			②実績件数が2件	6点			③実績件数が1件	3点		
評価基準		評価	配点																		
令和3年4月1日以降に履行完了したNEXCO東日本発注の施工管理業務実績に対し評価する		①実績件数が3件	10点																		
		②実績件数が2件	6点																		
		③実績件数が1件	3点																		
		④上記に該当しない	0点																		
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α: 発注組織係数 係数αの設定は下記のとおり</td> <td>20～0点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績</td> <td>α = 1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">②国土交通省が発注した同種業務実績</td> <td>α = 0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α: 発注組織係数 係数αの設定は下記のとおり		20～0点	20点	①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績		α = 1.0		②国土交通省が発注した同種業務実績		α = 0.5		上記に該当しない	
評価基準		評価	配点																		
平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α: 発注組織係数 係数αの設定は下記のとおり		20～0点	20点																		
①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績		α = 1.0																			
②国土交通省が発注した同種業務実績		α = 0.5																			
上記に該当しない		0点																			
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれを同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②NEXCO東日本の各事務所長表彰の実績を有する</td> <td>2.5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれを同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。		5点	5点	②NEXCO東日本の各事務所長表彰の実績を有する		2.5点		③上記に該当しない		0点			
評価基準		評価	配点																		
平成21年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれを同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。		5点	5点																		
②NEXCO東日本の各事務所長表彰の実績を有する		2.5点																			
③上記に該当しない		0点																			
競争参加者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為		次の基準で評価する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td> <td>①文書警告</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②口頭注意</td> <td>-1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。		①文書警告	-2点			②口頭注意	-1点	-2点					
評価基準		評価	配点																		
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。		①文書警告	-2点																		
		②口頭注意	-1点																		
◇留意事項 記載は不要である。																					
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①又は②に該当する</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③又は④に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>不適</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①又は②に該当する	20点			②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③又は④に該当する	10点			③上記に該当しない	不適	20点	
評価基準		評価	配点																		
技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①又は②に該当する	20点																		
		②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③又は④に該当する	10点																		
		③上記に該当しない	不適																		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の若手・女性技術者の配置	次の基準で評価する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点	5点	② 上記に該当しない		0点							
評価基準		評価	配点																		
① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点	5点																		
② 上記に該当しない		0点																			

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関の発注業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関の発注業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加算しない ③上記に該当しない	20点	20点	10点	0点	
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成21年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{(\text{同種業務実績の技術者評定点} - 70)}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α:発注組織係数 係数αの設定は下記のとおり ①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいずれかが発注した同種業務実績 α = 1.0 ②国土交通省が発注した同種業務実績 α = 0.5 上記に該当しない	5～0点	5点	0点		
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数	配置予定管理技術者の経験及び能力	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない	適	-	いずれかに該当する	不適
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない	適	-	いずれかに該当する	不適